

# すみれ野自治会館 管理運営規程

## 第1章 総則

### (規程の範囲)

第1条 この規程は、すみれ野自治会（以下「本会」）が所有するすみれ野自治会館（香芝市すみれ野二丁目5番3、以下「会館」）の管理、運営及び使用に関する事項を定める。

## 第2章 運営

### (会館運営委員会)

第2条 会館の管理、運営を適正に行うため、すみれ野自治会会館運営委員会（以下「運営委員会」）を組織し、これを主管する。

### (運営委員会の構成)

第3条 運営委員会は、すみれ野自治会規約で定める役員及びすみれ野自治会専門部会体制設置要綱で定める専門部会の代表者により構成する。

2 運営委員会における議決については、運営委員会構成員の多数決で決する。同数の場合は自治会長が判断する。なお対面または書面もしくは電磁的方法等の実施手段は問わない。

### (運営委員会の業務)

第4条 運営委員会は、次の業務を行う。

- ① 会館運営に必要な規程等の立案、その他必要事項の決定
- ② 会館建物・器具・備品・什器類等の整備・維持管理・保全、防火管理
- ③ 会館の使用状況の把握、会館内の秩序維持及び指示・指導
- ④ 使用申込の受付、使用許可判断、調整及び指示・指導
- ⑤ 会館運営に必要な予算計画の策定、経費管理
- ⑥ 会館内外の美化衛生管理の策定及び実施指示

2 運営委員会は、業務の一部について運用管理者へ委任することができる。

## 第3章 会館使用

### (使用条件)

第5条 会館の使用を希望する者は、本会会員であり成人からなる使用責任者を定め、この規程及び別に定める使用細則の遵守を誓約の上、使用細則で定めた申込方法により運営委員会に使用を申込み、その許可を受けなければならない。

2 消防法施行令における防火対象物の定義に関する奈良県広域消防組合香芝消防署との整理事項、及び香芝市管財課との土地貸借契約条件に従い、次の各号に該当する場合に限る。

- ① 会館の利用者は、原則として本会会員であること。

②使用目的が主として本会会員の集会、会議であること。

③本会会員以外が参加するイベント等に使用しないこと。

④使用者の収益となる使用は行わないこと。

3 前項各号に示した条件に適合しない場合であっても、やむを得ない事情がある場合、運営委員会の許可を受けることで、使用の申込ができる。

4 使用許可にあたり、運営委員会により指示、条件等が付された場合は、その指示、条件等に従うこと。

#### **(使用許可の取り消し)**

第6条 次の各号に該当する場合は、運営委員会は使用許可を取り消すことができる。

①この規程または別に定める使用細則、すみれ野自治会規約、各種法令等に違反、または違反する恐れがある場合

②別に定める使用細則における、使用許可の取り消し要件に該当した場合

③すみれ野自治会規約の趣旨に反する恐れがある場合

④他の使用者に何らかの不利益を与える恐れがある行為、または恐れがある場合

⑤その他運営委員会が判断した場合

2 使用許可の取り消しにより、使用者または第三者等に損害が生じたとしても、運営委員会及び当該委員、あるいは本会の役員は一切責任を負わない。

#### **(損害賠償の義務)**

第7条 使用者が、本会または第三者に対して損害や損傷、費用または不利益等を生じさせた場合、使用責任者及び当該使用者はその賠償または弁済、または現状復旧等を含む一切の責任を負う。

2 前項の定めに該当した場合、使用責任者は速やかに運営委員会へ届けなければいけない。

3 本会は、使用者に起因した損害を確認した場合、その使用責任者及び当該使用者に対して、損害賠償を含む必要な対応を求めることができる。

#### **(担保責任)**

第8条 会館において生じた事故については、その事故を生じさせた使用者の責任とし、自治会館運営委員会および当該委員、ならびに本会の役員は一切の責任を負わない。

#### **(使用料)**

第9条 使用責任者は、別に定める使用細則で規定した使用料を支払うこと。

2 使用料は、適正な費用弁償に基づいて定める。

#### **(罰則規程)**

第10条 使用者がこの規程または別に定める使用細則、すみれ野自治会規約、各種法令等に違反したときは、使用の制限または取消、もしくは以後の使用を許可しない場合がある。

**(設備及び備品類の使用)**

第11条 会館内の備品等の使用は、すみれ野自治会備品管理内規に従う。

**第4章 その他**

**(会計)**

第12条 会館の収支については、本会会計にて所管する。

**(規程等の改廃)**

第13条 この規程の改廃は、本会役員会の議決にて行う。

2 別に定める使用細則の改廃についても、本会役員会の議決にて行う。

**付則**

この規程は、令和7年1月19日より施行する。